# 落穂集

下

内閣文庫
和

内閣文庫
| | | |
|---|---|---|
| 番號 | 和 | 20505 |
| 冊數 | 3（ | 3） |
| 函號 | 170 | 85 |

綴じ部（喉部分）の文字等が開きが不鮮明な場所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

落穂集巻之九

目録

一 是ハ本多佐渡守新知御礼之事
一 楠由井正雪事
一 酉の年大火事之事

淺草文庫
和學講談所

落穂集巻之九

愚老若き時浅草新堀端の事

一 問て云 厳有院様御不例の砌 愚老祈祷被仰付

有之候由 申候ハいつ比の事にて候哉と承候へハ答て云

厳有院様御不例ハ寛文十年之比 御当地并御旗本

なる御不例ニ付 此度御不例之節ハ御座候てハ

さて御祈祷之儀ニ付 何れも存知御座候処

然れ共存の申候 其外ニ付御座候て 御心附も有之

御城下に御当家御不例ニ付 愚老若き時浅草法師の茶之

御使者を以御書被下候去冬以来之様子上意之

処ニ去冬中より御城ニ被成候御本例とハ御遠ひ如今御事ニ

候御大切なる御様体にも御座候へ共御薬ともさし上候得ハ

難有存候由申上候処ニ去冬中御薬をさし上候由申上候

被仰付候ニ付其様体の儀ハ御殿へ御入被成候一日之御功の者申

上候ハ拝返候様ニ御座候ニ付御方にも御供仕候申

上候ニ付去冬御薬を調合仕候処ニ御薬をさし上候

御座候ゆへ御使者を上意の趣被仰含御使者ニ

付候御老中衆へ御出被仰付候を新知ニ被

存候由御付候之御城御大切ニ付候御様体御城ニ被仰付

御城被成候大目付衆とも御取合御座候御本例ニ付被仰付候

申上候御大調合被成候御薬御用ひ被成候て御本丸御城

江被御出候之御城方へ申上候ニ付被仰付候

被仰付候而御城御入候ニ付御本丸御城江被仰付候

の御とも此の様子ニ付候而御座候ニ付候而

被仰付候処ニ御目見ニ被仰付御城ニ御入被成候

被仰付候中御座候ニ付御目見ニ被仰付候

ニ日御城江被仰付候御城中ニ御座候御方江御出候

然而例ニ而縮上ニハ居当にても此中ニハ増しくや日
比方も廿ま記の義ハ是ニハ見苦しきさまにてハとかく
くし也と申ニ付て此後の義ハ日比申付ヶ候事
記中まてハ居当義あつくまかせらるく一紙状にて之有候
飛鳥井日野殿　新続古今集に定まる所也例の時
有るへし
一　同く云　以前飛鳥井正雪と申す方　源氏ハ流儀をきく
以後ハ納人の立まへし雅路ハ及ハ同前ニて此法ハ
其沙汰をまくしハめかの沙汰ハまへしにくて在也

ハ此品く云ちる義ハ　大融院様御代其のの義く
並ニハ飛鳥井殿の此の事くまへしハ正当も同前
常ニハ無納の事をと中合め重くも在ハ後藤殿
梅屋町之御ん中而ニ出入て居先く補く此趣候を
桜正殿正因当地ニ於て納人まへし定くて御取
飛鳥井右京殿ニハ沙汰後藤殿ニハ元彼地の御沙汰
落合小笠原殿ニハ正当義とも行ふ在　甘糟
ニ致して当地ニハ下向てまへし　而ニハ正当并　同前
此上ハ不行届府ニ而諸月数　致し　相果候て

国立公文書館
National Archives of Japan

扨又当地に於ては丸橋忠弥と申浪人あり捕へ、
られ並一族の者共同類共捕へ同所にて磔罪
又ハ斬罪に行ハれ大秘人也、以後に至て縁家まで
は丹後掃部頭殿屋敷前にて見物仕候処丸橋か
最早こし[illegible]にて井[illegible]き妻子ありしも
此跡は中にも御仕置有る由是の者ハ切腹を給ひ
て前より定させ其者ハ風本人形なとを持せて操
多くの見物を抱き母親ともに宗になる故に勝る所なし
て其所にて[illegible]き見るもの八年探田にて外にハ不

馬なり如何ほど以上勤[illegible]御合ハ中にも[illegible]
はりこの前に丸橋ハ[illegible]先の[illegible]ハ[illegible]
紙の作りハいまき[illegible]町[illegible]中[illegible]の[illegible]
しらぬ弐代[illegible]の[illegible]此[illegible]の[illegible]人[illegible]
同問と云太也名と申す[illegible]字を楠
と名家先祖楠判官正成か[illegible]也[illegible]
筆の尊字の指南をも致し世に広く人も
知りまするなれ共文にも人を[illegible]とハ
いくさ及び[illegible]云[illegible]の[illegible]楠正成

ハ正流なとゝ申す道に皆〻作り手して元来ハ紺屋の
由井と申ものの倅也の世倅と云ふ染物屋にて
也智者也比丘正雪清見寺へもし童学問をも致せ
候らハも器量もすぐれ候て甚親きれハ器量ある者
ものを者共をきそひ宇治比へ逢り夜ゝ々ことの他
細工并也急に楠流の軍学を細かに積習の
如く浪人を守て楠流の書を下町急に楠正成が嫡
流の也中ハ是れ一巻也玄と名付ハ萩原の者也ハ
正務作り申也と申ハ楠流の者の浪人

との有之りと承りかして正雪兵法講釈を
も世話ハ作りをすると云ふ派入魂の如く也ハ又子か
読編とといつし正成のかなれ一巻を広めを致
正雪内件の者人々存扣ものハ御を其後をた
備并ハ巻の比ハ其事をも急は是作り出て
楠正成の名を楠流と号して武者系を編
立つ事をも世の集る指南を致し世間広く細に致し
知人倍かに正成也もしは是とせ手ねしける利殺
是を其智者をしてもうけし程の之

畢竟武士にも市をさすといふ正直正路の本理
を弁へさるもの大悪れ共の企にて乃ひたかまが
身を亡すに往るに非ふ餘多の人をもそこなひ
亡ひ果しなき事あらす徒党の内仕置相済候由
地より探く嬉猶の由是重く各家味ありて済候
久都御文附として 横京御中に改 新に吉
同し所ゝの是あるをも伝へものとなり

一 関といふ富沢に於て大火事とや異 燃え出し
小有ともやけは残らすの事になし焼失と云

久しき以前桶町が出火致し新橋と町並に焼け
第一関東へ入るは富沢初としての大火事
以来之を同じく語り伝ふ何も彼も
桶町を以て唱ふ是を桶町火事と申候て
今の者は弥々ひとつにて
明暦三年の大火事に到り富沢が焼けて後
までも武家屋敷町家共に悉く焼亡して
寛永の大火と云も大火事とも富沢
其後の出火に大焼にも及ひ申候

稀なる事は[illegible]大火の
沙汰[illegible]八十九ヶ年以前の事なれば大概覚へ居
申すなれば正月十八日十九日両日出火其先[illegible]十
八日の朝より[illegible]風吹出して[illegible]を吹
[illegible]も先の方[illegible]の見へもなく人々[illegible]
之[illegible]本郷丸山[illegible]本妙寺より出火
[illegible]町中に湯島[illegible]町[illegible]鎌倉[illegible]
内の町[illegible]焼[illegible]大[illegible]
急ぎ焼[illegible]

去ル酉より出火焼先も見へ[illegible]下町[illegible]
[illegible]の中に付初て[illegible]
其外[illegible]佃島[illegible]を限り小網町[illegible]を焼
其外[illegible]焼[illegible]中は[illegible]処に翌十九日
も朝日の刻は北風烈しく焼場の所より
又も去[illegible]を吹[illegible]に付[illegible]
処に又[illegible]小石川より出火[illegible]大火[illegible]
[illegible]出火焼先も見へ[illegible]初め[illegible]
[illegible]処又午の刻[illegible]麹町[illegible]より田安御門の内の

大名屋敷不残焼けて一ツ橋の御門内に御座ましますに
有りしは紀伊大納言殿水戸中納言殿尾張大納言殿一方
に焼ければ竹橋御本丸たゞ今危く
此よりしてまたの御天守へ火うつり所々
焼落ちて御本丸中の丸御殿屋不残焼失ぬ
大手先は焼て神田橋常盤橋呉服橋数寄屋
屋橋日本橋の方は余不残焼ぬ又は八丁堀を
かぎりに焼ければ既に此時分の浜又は
六番町辺より出火有 牛込御門外 打(?)

越後高田殿屋敷へ焼移り山王の社并に伊達陸奥守殿
松平出羽守殿の関屋敷永田町辺の大名屋敷不残焼
虎の御門より芝宮の下増上寺の前芝札の辻迄
海手をかぎりに焼けにき江戸中は西の御丸
和田倉馬場先保田町の内中様残りにけり
あくれば二十日後は当地の者共にもいひあへり
松の葉は風も吹かぬに大名此年大火の前ぶれとて
去る風とみえし気は御子細は無事に候
明けもはや其大火の付けたる屋敷とはらくと申に

吹起せ申しく見えし之円閉ゟ云太夫殿の前御城
さし出し焼候故の義ニ候へハ公儀又ハ御手ニ拵くも
無く かゝり候ぬ様ニ而見え候ぬ様にと候ヘハ
何れも吟味有る申ハ左し候ハ若く云出申のこく
大変の御の義とも見え廣き候故此事に候ヘ
定之様ニ相成り候故ニて見え候に付其段ニ而
もそのさ候ハ万事御取もとのこときこれ候也
此段の義ニ人ハ条相立て後ニ而ニ候致させ
更御世上ニ見及ひ候申候 如く申上候

一 十九日四つ時頃ニ到り小石川ゟ出火致し焼
移り田安門の大名屋敷へ火移り候御
本丸天守閣ニ而焼落候ニ付其風並ニて八
御城の義ともいつれ此心元なき事ニ候 此れも
不申候ニも此之趣ニ付て申上度候
世中れの義ハ上下共ニ取あへ候故の者へ之
延せ之所こ 之候ゟ上門方此女中の義ハ表向此段
御不審ニて申上候 有様ニ上あまり無究
也ニ候 其上先人ハ只今ニ付候也

有之手筋ハ不残申付候て余多の女中方ニ
以之外不埒ニ相成候申聞も無之何連も承り候ニ
立退ニ申候也
一　公方様ニも御城ニ立退て之於も不参し右方
此流目付衆之人一日入出申御家ニ而此度御牟方ニ而候
尚又ニ茂候此書様可之有も定まし大火相成て京着
組の同心衆へ下知わり組ニ使出に物も急之し
此節之候と申候之衆ニ一旦て横田源与兵衛
是を以申書様此所衆ニ出て候て其を吟味之件

此流目付衆へ候て立向ひ候か与力の大火と申之ニ申
わり候と所々を秘組の同心衆共出候あり之の
鉄炮ニ火縄をとらせ候のもし出口を遣咒
三ヶ所射火の物みとを掃い候申ましてハ
無之候ニ射出取候ニ付候て出申迄へ八此流目
射衆之ら松平伊豆守殿の出役候ニ候与申申
之ハ横田殿其外此者中をまめ候れ候人ニ有衆
如何ひ候とも出申ましく能き候のそれに
伊豆守殿此事ハ相重なる人ニ上意ニ候まも誰セ候

次ノ字事控ニハ左様ニ申候所ニ付而侍目
付気も不自異見許シ三條ノ横田殿中分け并ニ
其子ノ源氏ハ此中其ゝハ側ニ何起重條奉
而居合候ハ當番ハ誰ゝしらさる中ニ付横田
次郎兵衛當番を存して大の此中様ニ存し不申候ヘ
与進られハ左様之事ゆへ何つも源ニ承り候ハヾ大
根而ての事ニも御座候ハゝ又三左横次郎兵衛
殿ニは但の与吉殿へ内ゝに申付丸内ニ案内
而候衆の案内を以て海吉殿ハ無ニしかして

是の者誰ゝも此ニ古関分與兵衛の事を尋ね
申ニとかくハ申ニ是ハ沢を追て様子承
呂誰しも安人ニ来丸へ此れ様子存候内
何方ニとも此条御免中方をも見届ニて
此中ハ次郎兵衛中ニハ公方様も追付御
出丸へ与ね参候とのよしニ而 御意候ハ大事ニ御座候
ハ有之人ニ各此二田部殿 但の者を左近下知
之お儀左近ニ者のへの義ハ二百名へ不残ニ相究之
蓮池の内へ加番ニ而 鉄炮足衆を差置候ハ

国立公文書館
National Archives of Japan

ものとも不存候而御同者ニ申出候へとも
引付与力両人へ申聞候へは御城之処ニ而相済
追付両部屋へ参候様との儀ニ而申付中ニても
申定候者とも申候へハ大キニ遅ク罷成候ハヽ中ニ而可然
一 此上能登守殿心付候而御座候へとも候之御定申付
横田殿中へ申遣候右を三郎殿へ申聞筆紙ニ
申つかハし候様相済候へハ申聞ニ付行届キ候
殿中右付沢ニ而御座候大方ニ相済候へハ至極之儀
旁の御尤ニ付候御申付候旨早々相済候義遣候ニ申付へ

右済候へハ右請申候と申拙者方より八郎左
何と申候事ニ候と存候
一 浅野因幡守殿ニも申聞候の處御申候ニ而関所ニて相済候ニ付右松平
安藝守殿此同所家中之有之候ニ付大方之處
吉良へ申越候家中の儀共義も取計御済被下
不申様ニ而も相届候趣ニ而も申候旨被仰候太夫を
ニ而も相改候申出候旨被聞の義も有之候へハ此段ニ
とも御同義之儀ニ而右得共御用ニ而申合
遣候様ニ而も有之候いかにも渡し候様ニ申之

扨又御申次之人ハ当番ノ役の者申上候譜代の御
大名方ハ定而御機嫌を伺ふ御用てあるに於ゐ
御家風元中の者ハいつも御座敷に而御付
用人又ハ家老も御家風御老中方ハ十根の御徒
向御老中振への方も御一統御同様に申上候御同席
御申合ハ何連も使者にて不残家老も罷越
同し御家風と云因も譜代の衆ハ譜代も
国元の諸事も有之候へとも御家風も大分宜しく
いつれさうさしおかへしき義を依而其段

後日に至り御しらへ有之と云ことにて夫ハ其元之の事
有り御本丸御普請に付てハ公方様にも御方
〔〕御相談有之義付御普請之月安処々ニ清
安着ても御同心不申と存候得ハ迚之
御申渡し云候ても武家ハ清ふ事を重すも
第一にしおかの付を隣に居合之者は其職
依信りのを下し上方の者へも御紬紐見姓大ハ皆々
御座候て御小付子共ニ大名ハ御別之候ハ大名方
被依由り其外御探田御つと馬を召上る

之趣意此段申上候事ニ御座候 御尋ニ付 其節之段
并御掃部殿ゟも申候ニ付 右之儀ハ 依之若者ハ
皆々ゟ御請仕候 右ニ付御尋ニ付 其節
因ニ申上候 掃部殿ニハ 御掛り之御役人
依之 右之人々申上候 御得意ニ候
同役中 右之通り申上候 大工ニ申候
右は何方ゟ 右ニ付 同役中ハ
右手代ゟ 掃部殿 右ニ付 取扱 何之申
取扱 候ハ 掃部殿ゟ 申候

之段 何程ニ 申上候 右ニ付 御尋之上
御座候 右之段 申上候 御前様 一段ニ
取扱 御座候 右之 [illegible] ニ 申上候
右は 御保田殿ニ 右ニ 大工ニ 申候
右之段 取扱 右之通 申 付候
右之段 取扱 右ニ 候之
与力同心 右之 掃部殿 同人ニ 不
中之 掃部殿 右ニ 右之 申
依之 右之 御 [illegible]

此家来り先色小性と常ゟこし自分此座敷の
方へ出来りまし同情致候ハ外様向の間迄へ
是も我程之外へ出掛迄も是も何泊宅に
ら其実ニ様も其の首尾に入悉と其中
用人なと雑談し是非に逆ゟ表への座根の
主殿是足性ニ望をとけ書町へより
於其の也時りを同情候き外の人ゟ此凡無ニ
番町色の出大とも是八心りと同事某之し
諸乃是ニ紙日と常の処に月〻ゟて松平
越後殿の御殿へ出候り此とまこし二付抱ハ此色
も立合る内しき月家中の者迄も立退れ紙
まと同情候自分世話とやき二申ハ処に又屋
根の上ゟ井戸掛紙の大番所焼上りと咄りハ
二付是ハとみり殿の手迄と申く大き小
殿さ出同情候ハも此者了返家中とも小少人
町此処へと退れ下き廃の出門此外形内大き小
也わひ傍か此者なも性我と残し小人中ニハ
死人多くも七八人なと有之同情候も落る

一 此鶴之儀、前々ゟ参候鶴、飛来此内を逃出候者又ハ定
何様之儀候哉、両人ニ而松右衛門と申もの
青木保田町ニ而余り異様之義御座候ハヽ、松原ニハ
いつ方城ゟ参り候かと有之候所ニ於てハ麻布下
屋敷ニ罷在候御家来共皆々驚き申候
者腹中悪く申付出候を見届候御家中の者共迄
一 最初ハ今日ハ当町分ハ其外人々召寄候へハ
私共ニ罷出人々を相改め候て相違候へハ申渡し
候所、其上御役人中へ申出候処、一御沙汰

右之通之趣申上候、御徒目付人数を以て御定候
此上ハ猶以当所一同御沙汰ニ而御家来共ハ右之
最初ニ付相改もの屋敷人数ニ而ハ猶以当所
相手の者共ハ中ニ而申出候、其上人々も出候
一 右申ニ而及御申出候、其上御屋敷へ最初ニ而
十九日晩方ニ至り候の所ニ而御神妙相改候、松本
御主之当所へ申上候ハ、今日此大火ニ而其処方を始
右代ハ相撲之町方の安否の所ハ、いつニ而
出来申上候へハ、御主之当所ニ而申出候ハヽ、此方此外

此段ハ右様の所ニハ条々種々申合候て
紀伊殿無之候ニ付而ハ公方様ニハ今度安藤
御尾張ハ此度御安藤殿の御申ニハ御家中も
安藤殿ニ申合ニ付而も御分別の儀なと
ニ付而者老中ハ御分ニ付候ての儀〆御申候
御出座候御勤様し候へハ修理殿も
御旗本衆の御母[illegible]の儀ニ大分御満足
安人ニて[illegible]ハ織部殿ニ御用ニ付此段申
紀伊殿ニ而申候ハ公方の御申とし候ハヽ二候

藤代の御座敷も定て御帰城あるへく候御家
内以之迄も無異儀之段とも御座候て[illegible]
申わたされ候而御申候へハ右之通御指図
定て[illegible]御座敷の儀も御帰城と[illegible]
去年[illegible]御[illegible]の[illegible]御[illegible]方[illegible]
殿様方此御安否[illegible]御[illegible]の儀も
之ハ此紀伊殿御[illegible]の儀ハ[illegible]
申[illegible]御申候也

一
一 二月廿四日此儀ハ[illegible]

大老大臣家ハ其比、御後見として保科肥後
守殿わきまへ給ひ御宅の前京橋へ出られ去ル十八日
十九日両度ニ焼死侍る者共の死骸を集めこ
指置山のごとく積重ねを見るに何れ侍の何
とも知れず侍や奉行ニ不残焼死の者の死
骸を積重ねたる其此所ニ置て死骸を
もえさるも殘し申侍の其積を見るに殘し
御手紙をもて申付御宅に有ける処ニてをきなさる之
御ゆるし見れば侍以京橋に有し死骸共に合方

一説にて是ハ申されし中にも是を此処に何れ捨置
候ヘを始め名ある宅中方々死骸を爰に火の手
長増きの代々をとれば又あ御宅の前京橋
一町余の焼死の者共を見るに誠し侍や掌
積入ハ数十とをし見ても処に京橋にまとし
死骸の三分一程て在ると申は大名衆の外
川并海へ流し深し有し死骸数かぎり
もなし申には公方様より回向院を建てられ
此天下の万民為集り今度の大変に出来あり

横死せし者迄は其夜のやうにもなきしとなし
出家人此中には御物語のごとくに雑事を好み
悪く思ふ人は流れ捨つべきとて乞ふ人は如何
まことに尊くありがたき事なりと頼付はるかにあまた
死骸をと一所へ持寄せ死骸の上に積み置き
焼きけるに其中より火は燃え出でて申す事も
一所に在りしものはそのまま消え失せにけり
猿多済焼失東寺をも七つ下七千町の後なり
とかくはやく火気も消えて所々にそれより

一月五日七日に当り八所に之有りし焼死者
の死骸中にかきつけし半ば猫の死骸をも
御座候て一所に持寄せ埋みて其後塚を建て
中には役付なる者念仏を唱へ申す役付者共
法縁ともなりけり
一 大火の節に焼失を恐れて大名方も御殿の
焼所にて一同に焼けたりしを諸方の
万積て取りしまりて又その先へ付送
中にて焼本町中七焼けたりし本町まで

こひは色清玄か重盛して村木ことよ
京く当は色きめ夢を聞しに付清枝木の
曲陣物部半兵衛重殺延まで家曽我の事は
三年の月忠延け花の大月にも村木の事は山入と
に清村六郎の娘ら曽我本に入二も
に在上使しきとまこ清太郎方は赤郎の事
もまわる清中村まで及備も清守まで殺紙こと
有之松平伊豆守一ツ橋より御曽我村木の
義も川鍬の知行所村九左を切もたれ

ひとみくにきやとやう候へ清大名を始め小身に至るよ
事なく知行所の村木をかれ近年村
にて中に曽我本が曲陣物部下り曽我もん
安く成木にとひ町方の事は只あるとて
中す事は無之 こまかに井伊掃部頭は
満田谷の知行所中 鍬鍬木が丸左衛門抔
をかれ其のひ殿様が思ふの如くひをとくに
二三人能り候おかしく右衛門の喜おひを丸左よ
中村がむき懇に屋敷に至てるひ候とは大の

一
廣間ひらき之節能ニ付見物とも初めて勤
江戸中諸太夫方の座敷能并かつらもの
煩くもなくして八不叶くきこし也
太夫九日之如九之猿能の前ニ旅宿諸役人衆
中并諸番衆の中ニハ法をたゝめ方此宜敷も
きこし又太夫ふ不好ふ来る方方へも見こし
よき向後の為ニも見こし可然事の上宜也
此儀を以て法念ある事中ニ入れ候に付
人の御衆ハ猶も宗之上候之別ニ存候

衆も見こし候へ之 太夫涂般の格式保存花増る
度也中之は向後の為にも見こし八先此義ふかく存
義は不散して四季之相と有之此程の狂言可候
子細ハ右之事ニ候 拝領物之申之花之猶
七拝ニ及べく太夫へ当地之今度のことく たり
太夫之中ニ者ハ法之役ふ依て太夫此役ハ之者
相勤め之外にも見る之定法あつて八之諸略の外
小ふ存ル総進ハ之存 此義ハ一きん有 也を
勤之自今以後 太夫の末代の定法と見え候

度々江戸表ハ勝手出府之度毎ニ而之節ニ府得
往還何れも書留候也　是公儀え差出候ニハ無之
実不実の段ハ不存其御方の毎度風説仕り
候也

落穂集巻之九　終

落穂集巻之十

一　保科中将殿之事

一　以前町方諸売買物之事

一　駕籠人足之事

一　諸門之事

一　江戸大絵図始之事

一　乃濱山之事

一 松平伊豆守殿阿部豊後守殿ニ同ハ職御門言

一 同之事

一 山縣三郎之家系之事

一 御治世之事

落穂集巻之十

保科中将殿之事

一 問云保科肥後殿と申ハ如何成人の義ハ台徳院様の御子様と有之ニ於てハ御続也右之通ニ候へとも御治世の後ハ御家光様の御兄ニてと無御座候とハ親しくハおのつから疎遠ニ成る御逝去ゆへ世上へも不知来申候よしとも申又一説ニ御母儀肥後守殿を懐妊の内ニ保科正光と申する人の方へ嫁

何れ迄も無之様相成候ハヽ信州伊那之城中に籠り申
生きて申す事は相成間敷御座候ニ付而申候ハヽ
又申出候得共其頃任神世相成候由之申す事ニ御座
御人数有之候　秀忠公御家様之御息男様と申ニ付
遠江ニ而有之事ニ而御座候而之様を元ニ申候而御座候
御舘様ニハ御大形ならす御嫉妬ニて御坐候
申候而御前様之御内證其外ニも御台所ニ御座候
御様子ニ被為入候所御懐妊遊し世上ニも委細を相知
申さずに候得共其比ニ而　秘密成りし子細を存し候

御母儀ハ小田原にて先ニ申候通り御母儀様御後ニハ先達
而申候通り御人数ハ北條氏直の家来神尾某と申
者有之小田原没落以後北條家御浪人其後御多家
へ奉公仕候神尾某も御暇ニ而御座候の内御勝手は
附ニ而御座候処ニ而御座候家人共ニ之御座候而其人の
娘ニ而御座候様ニ而奉公仕候御母儀を世ニ申
候ハ御座候ものニ而申　台徳院様へ御乳を上申
する人ニ而御座候所御母儀ハ其身ニ候ハヽ公儀御
内々御世上の風聞ニハ有之と申候ハ御城内ニ居

候あれハ是此両人の方へ神尾か娘を遣ハ留候子細
ハ続く出る夜を朧〳〵月もすミ候に舞殿を
へ下り若衆十六日の月七日平在の処ニ御出の手紙
此中以人御出家様此書付書のこともことく神様れの
神尾家の紫花中に家を借り夫を世話候とも書
育中に以大坂夫に此姉妹も姉妹ニ番神中に姉
ハ久しく稲わらを遊ひに神田白銀町ま参
ハ候ニ先ハ不残あけれハ人に預け候ハ天下に
[illegible]

夜なかくてハやしの両方ニて稲ひ相方とも三味に
付出子にしてすそ姉ひと門前へ出なる付追付
元はね浪人ハ姉妹の子とも御屋敷へ勤め候に行く
ハ此大方の手紙にハ有し候しとるとして此町
中よハ金子の家ハ此月出家神尾家の
者も古法を結し取二軍に三月二日晋八日中限夜
方へ古娘に屋敷へ所を置てを悦衣七曲四番
是ハ三中夜の奥ひき日は古着の縫かまへハ松
うちの家にて此合所へ、惠の汝候事にて付古娘に

居も詰りかね候ひぬくに少敷と申候へハ
早速承引候て懐抱き参らせ申候おもしろの居を内
證わり其年三月中城の丸にて穴山梅雪殿と同
居にて御城を受取其上田安比丘尼屋敷に内々
居申候見性院殿方へ出入致候人の義ハ穴山
梅雪の後室にて武田信玄の息女にて候を
権現様御代より出入致候に付武田の内太守年々
中にて知行六百石下され候見性院殿方へ
毎人衆を以て内證申上し相其年三月より幸松殿を

其上田安ハ此引移り候比義武田信玄殿と申
見性院殿は比丘尼にて申之其故依之此年其月云
向比羅々あらそふにも上ニハ御台の御役下ニハ武田ひ
いきを付け捨れ申て見性院殿意見申候へハ又其上
ならず其御前へもはハ申分大敷候
何事も見性院殿ハ指揮何ひにして諸事御
伴にて保科肥後守正光と申す人の義ハ信濃
見性院殿の義を大切に致候まゝ其時見性院殿
御頼候へハ此中にハ宜しく其元にも此以後此事も

てゑハ我等方に大切成る人にて御座候以来郎
事ニ而御息災よ八御成人ゑ共申ささも織さま武
士成もの七里谷上の様子ちハ大切の事ニ候へハ候よ
我等事数年中此中ニ而年ニせい而ハ御様子ニ而も
いろいろ見此ニ我ら此者方よ御状ニ付言ゑ御申候御
し二春ニ而へまゐる武士のたちも御心得様ニ成
給へくしと有り此後も被仰付候ハゝ御頼申候
御事たハゝ大切ニ可存候の御事ニ候へハ本存
被成り此方ニもかしこまり候へハ候

よけ為ニ御座候ハ宜被仰付ハ下
此義ニも存候兄ハ得御意候方へ大切成候中候と
ま申ハ無用ニ候御談合ハ無人無事
我等此中御相談ハ不及申候御存可申付候
下々の義ハ共ニ御取捨ニ而御存知御安心被成
御尤大切成候宅へ御越候へと御頼申候
候間弥御心得候御事ニ而申遣へ御頼可申付候
候よ御ハ御成候ニ而御越候と申遣候
御事ハ御身御越候ニ而御座候ハゝ御取次の丸よ

御初度若君を御産有尊松殿七歳也此御時御母子
共ニ御引籠給ひ候故ニ一ヶ月の月日を送
被下ハ定りて其色ニ付候はゞ度々歳も御
母様にも対面仕られ候しく其しけ之大名衆
にて候ハ其御殿を膝姓の内に奔揃何も出申て
已に有之也当御所は大きに悦び座候に有之候之内く
開て云尊松殿云急ぎ御勤を有之候ハいかさま元服
其の儀にはいかにと云ふ其内の儀ハ後御大納言
御長御出羽来品之御入候御之尊松殿御座候

此儀を御取揃申候尊松紀後守殿五歳にて御座候
らハ先御対面可然とて此儀ニ付紀後守殿ニハ尊松殿
を後守ハ御同道申にて然ハ大長御対面致也
其之付て此養真有之ニ付まで鷹則後白綾
小袖ニ御着候而又御紋付にて小袖を御手ニ
持それ紅小袖ハ　桜の御紋ニ付たる御
小袖にて其方へも近月日にて御紋
御見候御手にて絞以て御しくくにて
御目尊松殿ハ御前ニ然るべき之御座

此義将曲直ニ成テ寛永六年六月ニ到リ始テ
御目見ニ同年同八年十月七日死ニ付弟正光跡式ヲ
云ハ数処六月ヨリ十二月マテ別テ保科民部を始め家老
役の者共人々を酒井雅楽頭殿宅ニ而呼出
大炊殿も列座ニ而有ル所を此城代の儀會津へ
江戸ニ而被渡同十八日會津城代ニ城主人
威光を以テ御目見ニ江戸ニ付同廿日會津へ着
被申同廿八日ニ江戸ニ死後ニ至リ相州
相伝江戸ニ而死去此時廿五歳也

江戸ニ付出ル者ハ家老ニ何レも會津城代七番此
方附保科出羽守ハ近ク信濃守を以テ許し
何レも家老ニ而ハ保科の家老ハ孝子ニ而本意ニ而
相互ニ其心ニ何をも思ヒ出し死後ニも志被
之會津城代ハ家老也是々相互ニ有事也 世間ニ而
なり同所ニ會津城代の方ニ而ハ先死後ニ正光死去
江戸ニ而其上ニ仕置之上意上ニ御家人
台徳院様御他界此後の者ニ而仕置申候ニ而ハ出羽守
ては不存ニ付左衛門ニ付上意御前ニ而出羽守申上候

寺隣ハ　保身主出書法中四月十七日の記ニハ
摂州御沙汰十七回忌ニ而當リ候ニ付先之廣代参之方同
おこ紀様ら段月もし来務之内勝而も上日光山之御供也
被御山の義ハ持所ニ而も後ニ而没の場所にも相ニ而
紀紀様ら食出相之而有之候段ハ京ハ出紀錐ニ被
たたニ古之ハ古右衛門ニ而ニ紀様ら御座候
右ニ付紀様の出生御之有之ニ候ハ出備まて無宗
いまた遠技之内廣め之保身主ニ而保付出譜代
太右衛門ニ而日光御共務ニ而之内刻ハ上御之退

井呂遠内勝之保むけニ而月より發足いたし申候
今市之旅宿ニ而出識之処之御表より宿沢之先錦
和米法花中百人参出ニ而之保義ハ二千度の義く
之御山寺之義ニ付其之所相成まて之事小僧
宗安ニ中就元之名代ニ而御法務　御まいるこし江戸
借宅いたしま之先右後紀様ら成義を世之ニ於て
も目出度存人ニ候故ハ定之外出門ニ御遠技之
出廣め之候義ハ保む仰之ハ勝法仕候処ニ而申
候ハ保之右實ハ此十三年ニ事務右衛門左京ニ而段之右

此時羽柴家之御知行ハ三拾七万石の御加増にて
都合百拾万石ニ被成下候人ハ　佐竹ハ三千石大加増に
被成候而今度越後家之ニ而引継ハ出羽大名北
家ニ而ハ人ニ事を申置き召可被下候しかして
其上ニ家之此城ハ北條之大納言此所ニ
上杉景勝ハ少年ニ而家老共ニ家之の城ニ而すよ
事を勤めに相守事有候ニ付浪人仕候由
其之も北條家ハ今度北の心得ヲ合家中ニ於て
城ハ守ハ大将家老共其後ハ去頃ハ事相守候事かまり

御ハ武田家の家ニ被下八千石被成御見ハ北条家臣
此時ハ中村家此後の者ハ中ニ付無之事御
相当ニ而ハ其東北後の事ニ而会津城中
ニ有之候ニ付ハ二十七万石を通ハ而於越後中納
言上杉ハ御北條家者ニ而加増之事ニ而南部殿
不残の所ハ私領同前ニ仕置ハ中村ハ其外者ハ
御相談ニ都合共ハ百石此知行ニ付申ハ中々ハ
之を以御連被成候由ニて八公方御
ハ猿楽ハ際ニ於て此ハ其の内ニ也其時代

安心下説ニ八十歳迄ニ此時前田加賀守殿肥後殿
へ内申候ハ此方称へ上ニ云と存候保科の家ニ相続有
依之の義ハ其ハ肥後守ニ方々[illegible]無有之不申ニ付置
保科浄光院ハ[illegible]したくの内ニ付大相ニ成而
候と有之ハ肥後守殿内申候ハ大相成上ニ而有之
ニ付[illegible]浄光院ハ[illegible]
保科様より其後浄光院ハ[illegible]ニ付御判物
義と云ハ是ハ[illegible]中ニ成候ニ付有之ハ加賀
守殿申ニ大相の[illegible]ニ[illegible]

此月保科肥後守末の由ニテ云ハ妻ハ日本ノ[illegible]條家
[illegible]浄光院ハ[illegible]浄光院ニも[illegible]
ニ[illegible]ニ云ハ[illegible]女ハも[illegible]の由ニテ[illegible]
[illegible]此義[illegible]ハ[illegible]ニ[illegible]内ニ[illegible]
[illegible]如之ハ[illegible]ニハ[illegible]
[illegible]同ク[illegible]肥後守殿内[illegible]
有之候て[illegible]　大[illegible]御代[illegible]
内延引[illegible]　[illegible]御代[illegible]
内叙文様[illegible]有之ハ[illegible]一[illegible]

て居候処　終ニ左様之御沙汰も無之候ニ
ハ御かくし子細有之候とも見えて有之義ニ候　然ニ去ル六年
の事ニ候哉　大蔵殿御事　安芸守　四月
十日御他界被成候　然ニ加賀守殿へ被仰渡候と
御譲被下候由　紀伊守殿へ御渡ニ被仰付候と
大綱公也とて　上意を被仰付　紀伊守殿へ
私して致出候ニ付　御心安く可思召候旨被仰出
候へば　御礼被申上候ニ付　紀伊守殿ニハ　十二万石を
被入候処　加賀守殿ハ少し減候　五万石之御領知ニ候

此三年御知行を返被下候由承候へバ加増
被下候を頂戴仕候　扨ハ御大切之事被仰付
候旨申聞候　長く其身も不存候　加賀守殿へ
御申聞ニ御他界之御礼被申上候と候得
紀伊守殿ニハ御譲之御事　御他界後の御城へ被参候　且又
三月ニ御病気も有之候由　又　大納言殿
此時ハ御存命ニ候　大守殿ニも　同年五月ニ
御他界被成候　右　御不知候　殿中
流れ申候　御老中　大納言

役のあとを右府も先年○後に太政大臣ニ任しけれは
將軍源義満公此御所池をされ都し桟条仕掛にそして
之外ひくしきのゝハお蔵けるを此御所池をハ無之人に
十付県是ハ下知アリ仕之させて中に物しの涼り中納
此節まてをハ一所に渡し言南川沖へもとあり
海へ流し給ひにてハ中ゆへ)夜を相老ひヘハ太の此
まを云つけりもや涌道程め後め此義とも先とて
右定勝の礼を身をほれ場ヘの宮居動言を
少一との内中すとへきも都中に流くもく程

右大臣ハ中將ひしとなりける也信く程まて○の月天下
此太政大將に以身をも常せしれし老て○九ハ後高官
をも識をと以詳お忌にお政務をと濃かり上ハ有此古
歌をと自分にはあらし此人は施政夜に此後あり
生ひしとなり
是ハ老ぬりゆまとて後人によりてこととおもふへしも君をと
しかおすへ
太政大臣ハ子孫世代の此家次後を政務此後
小常寒院様此御代にありけりと故中納言義也
御ひとは後七歳と此後ハ太上皇因安にてあるくハ加也

何も進位法号一山光寂と云此御ハ　台徳院様より之先
ニ入奉り候へと之御後を申上と申候　台徳院様出仕
界御座候ハ　大猷院様御代より上ハ出ル入之法ニと勤め何
れにも相にと之御前にハ謙譲なる事ゆへ子細無之事之を
少々申上しりに入御禅号御後より之事御勤候
御座候なり候ニ付而と存なり

一 閑と云と附有之ても有之御座之方此義ハ冥加
未た少々存てき志ともしも羽織御中に納るを所の
物またくもき御座候と存候へしとしても又又有之にハ御合

此事御にく存之にて云無之く大名の御家来と有之義
の御りにハ面此㊞大名の後の義にても
候も無之事にて子細ハ面此㊞大名の家にて少く
此義ハ不相済地国持方在之ハ百万石以知行ま
大名の義ニ付而しへ九と付諸事御心得指く之程大此之
しかとくある事有之也て所あへ方ハ羽織ニ候此年
なるとも存る来り行れ此節中にて数百人二百石程何事
御子役の侍共と不相揃揃候此年御羽織ニ大役をも
公儀ニいて被仰して御任せハ此知行ぬハ御奉此

中にハ三人之羽織をきぬ所しるされ来てハしときへ
中にも其日奔付掃部殿をよひ見て見えしか延
是も同情成同公の羽織きて居る也ぬる依御備
去此義ハ皆て本郷羽織をきぬ付ハ右中にハ去ハ様ハ
是程中君風情の者なれとも不案内此後羽織をきせ
其中も是ハ不知如此くきてしれと心よ下此品きさ入徳
之而其伺公の者共義ハ思後の羽織をきてハ中
しく来て上分賦くと称備よ如此所既肖
扱の羽織よ成てく此様体を御既中に居と

も中と見申しく召べきし次々千しと候段
三数昆きしとろきと承る頓着多と無ものしく此色
やうしと仕るしく如此に付萬附者中能衆一下
与ふるを許よ云ふと以仕立候と来て之ハ名料損豆之
一段ハおとしく之申徒の抱以に有し候之主之武家附
此是程ハ為業不て中にも無し町人ゟ如此に出る
もよく大方も能衆此者成をも仕見候と来て候如此
ハ此者のハ先て無し候と候也

一 聞く云ハ当代町方よ於く結構衆内ゟて此義ハ

一

いかゝ只今も同前ニ此弐ケ条有之候ニ付云様出の
き時分もみへ候へとも兼々相聞候方多キ事も有之候
右者七十年以来ニハ出来候此町中ニ足袋屋
皮屋池元結師其外中ニ茂一軒も見当り不
申候得共細ハ太物ニ紛敷物ハ大名方を始め
来り此男女共ニ皆々皮足袋を合羽ニ用候申
らへ在之候処近年の太物ニ紛候品ハ又皮
羽織皮合羽此外色々二品を作り候牛の皮の
同じく多く如此足袋ニ此事用候由ニ御座候

まへのまゝに男女共ニおのつから本綿足袋を用
申候へ共ニ近年皮足袋此義ハ切草屋ニ而調
候得共甚相成候事相済候ハ及ひ相用候処ニ本綿
ニ而相用申候事ニ而ハ来ひ在之申候ハ紬り
之相文御座の池の弐七八十年以前おとこのまへ
賢立の侭ニ仕立此弐ハ指下ニ而上下大小
或ハ男此様子池元を始め候得ハ是ハ
なまかる義も相止候之ニ当時代ニ而ハ下々迄
此類義を申義を中々不相成候中ニも在之候

先ハ富貴なる意によつて中居此所に餘多有之候
去ニ依而ハ蝌蚪のなれを池としてとれはゆるあれて
小なるを加へて御座此池を名付用ひ申候
有しは去名もきやらの池ニ而有之候ハ業様へ
中上ニ賜へ候らくなるしよう申ニ付而ハ候へ付始く
なる御座の池旅なと申てハ終ニ見え候を其申候
是又に付りくもやり文七之者に申義も候
ハ其ニ義もて上下にて日おしくこてらこそ
其も詮して用ひ申る義こし有之候なり

拐又縁なるきにてハ抑当地の町方ニおゐて大坂
との内にも見え歯りをしくもくしは武家
町方ニおゐて此座面ニハ衣ニ増りしたる者ハ不し
らくへ之し再無もきに御為へハ見えたの用ひしは
本殺し農頼住なるに付此義とかくしは之

一　問て云頼解人参此義ハ何も是て此無なるに
未だも調ひるし出振なきるな出ニ有之
其外にて云縁なきと有之此詮ハ人参の用
さきに有と之へハいつれも調へ中義自此ニ有之也

服するも人参まさに射白術拾ひて文経って源し
まるまるまで其を好むは人参と用ひける事を好みし者
古此薬をば人々乱世ひはく術申すら有之
病家におゐて人参此分る薬と用ひけるの
事ともいはく物を薬とするものゝ中て悔に
はらく其こそを歎きとも服におゐて是迄

一 聞く云く時は当地の町中に於ける女の手に業
おとりと教へ文は小歌上方の三味線なとにて中村と
教へ浮世と傍ひの業いつ徒と申はきらう節
るまゝこしはゆおも此義まれ　文は是後誰うる
事に品若く云哉かなと今此比の義は当
了する所と申とのは九くいう処の高路と云　自然
中段をみくしはても当地の町中には人々然し
三味線と申物をば上方の女よりは之き不
中々此様はまとしそ当さうも目あき女中を
小三味線をならひ是へはとのまゝし此へは世の
好しきも此様は中々是は宗に徳くまさに大
名方の奥方まいごせと若年なる上方女を求令

三人も抱へ置事ハ無益にて有なるへし節ハ
三味線をならし小歌抔も達してに其
を催しやかく見くしは当時の義ハ仲のごとし
なき中若の義ハ必法も小路色山もお
とらす三味線共引かけりのこらく其師ハいへ遣也
仕ハ其の義にもて先此ハ惣て女の子まても
子なと小路し候そはとなき候親との咎なるも
みち中義ハ人ハ五百人や千石斗此知行とれは
武士と同前ニ諸義ありては見苦しくハ又
七千石の知行高か一万石以上の屋抱ハ是又言も
甚難儀なるに左様とかくて源道と思ひ
抱入をもいとハ付して被申昔之と被申由中なれ
なとまれを召抱へすとも人言ふもあなたもさわなとで
子を寵愛あるれハ中々ハ行之不申
又うきかくしの義ハ色の悩み故かたきも乱
所の一ツも其ましく無さ有て無之故碎縁
又ハ不苦生なとも無之ハ不器ニなき元本
うまく生涯のすへなくし此等ハ中不及也

といひ性質痴ふ生れ付たる人なれバ婬酒
に心なくしてよき年ごろハかならず病者なる
短命なるもの也されバ孔子の聖言にも女ニ
於て戒しめとハ孔子なりきても悔ミ給ふこそ
此禁るとぞ　○此段をハ大名方其國家ニおいて
書うら也今之段の若宮人ハ　○当家の女中とても
若年親しく生れ付も宜しきなき女中などハ
我身ニ人追への其物語の目屋へ入ハ徘徊諍
わたらく侍りたるとの義ふ其ミ処ニいうべしら

御ゆるされもあれバ大名方にも貞女烈婦乳母の類
依頼して一旦縁ハ女中の内ニハ体のおとなしき子
之儀縁組なきなり抱置なく候得とも
婚儀相調ひなば二男も息子ハ　○当家の女中まで
とりあへず仲のおとなしきと婚めに配偶を縄して年
て○なくおしまれ為主の義ハ己に増する
なぐさみハなくとも家の為のよろしき事なりて
奥ニていろ事を好み居なりとなんじてハ心よろしき中
もとまさにそ中将ひあひけるとハ御の女中なり

別して申上候ハ大切なる主人へ毒かひを
仕るも同然此等之儀ニ而可有御座候
の事共ハ皆悉く四十年来の御厚恩
我等迄も存候得ハ乍恐申上候事ニ候
一 聞ニ今時江戸大絵図ニ申て世上ニ而売候
ハ以之外分別無之事ニ而候ニ付云太絵
図之中第一ハ御城之図ニ　厳有院様御代ニ
而此年大火事以後井伊掃部頭保科肥後守被仰
付御城中方々迄委細大絵図ニ申付候ハ

なくても不叶事ニ付て先規ニ御極候て作事奉行衆へ
申付候て小普請安房守へ被仰付候其上ニ而御目付衆
立合候処安房守度々申上候ハ私義ハ以今の
御役の事ニ候へハ御城御用御座候て一統手遣も御座候
ニ付御城之図ニ被仰付武家屋敷町方迄小路割
方角并遠近とくと仕立申候て有之候ハヽ
よく御用ニ可立候と申上候処ニ私奉行
ニ而御絵図ハ御城ハ此等ハ作事ニ而
召候て御絵図ハ御座候て申上候人

外へては御付ニ而も近き月下役人の義ハ其人念入
ニ付先ニ承り候ても御附月大ニ混雑ニ有之候
同じして世話ニ及ハ不申候ニ付安居可致
常ニ是ハ能々よく存候ハ私見へのうし不申まてニ介候
備之義中々及ひし品々ニ付体の指南を致させ
私方ニ而義重中ニ而商売浪人ニて在之候ハゝ此筋へ
之人ハ義いつれ不若の思召ニ而御座候て此段ニ
着合候私名代ニ而義有之候ニいたし不申御座候
御同人ニ而在之候ハゝ御用ニ而ハ申候
人未ニ在之候ハ其段一存之ニ而義有之候へ 尚以
追而申上候て申候ニ付清行届可申候
此月常々申候ハ御役所之義ニ付先も是又
上ハ月ニ而義重ニ而申之義ニ而ハ御普請御座候
ニ御座候修理之義ハ御下ケ被成候 御座候
ニ付元の着合を請取節ハ其ニ付御用之後
ニ而御様子ニ而候小川町安房守屋敷の
修理ニ而御入用修理候義ハ先ニ被成
ニ候御家御本丸の地坪を打出し候まゝ

其の御兄此地頭を其節の働ハ御叙爵
公方様にも如何と被仰候得共ハ若輩ハ二百石の
君ハ安房守殿 月日も無之 御殊勝ニ存候得
御中にも思ひ外大身御取立ニ候 因ハ安房守殿
当時の者にても候ニ余分外ニハ壱人も無之不
其上如何様御判の御取別被仰附候へ後外の御当代の武
も二三人程にて中ニも候へ共 候得共して 其外に
武家ハ大京を存候て 組合三四度申も 其外に
糺明の御沙汰出来り候にも 御内事御内相談

致し度と存候当時の者とハ此御絵図小姓へ 其外に
と安房守殿御中の御沙汰候方々中候へ共何共
も其外に 武家ハ大京と 同じ致し度候処
清書此絵図ハ 若く又 家の上ニ有之 下絵図を
何連も浄見仕在中西人 安房守殿も 大京と武家
と其人に 其中にハ 此下絵図を有之 御在所も
武家ハ 絵図を限り 申を 切捨候にて 其外に
し 切捨候儀人ハ 裏の方ニ 取て 紙まで切候ひ
と加筆致しての 武家ニ 御手遣り 又 致し候

任縁者反故、若下絵図等披見仕候ハヽ、此件ニハ何れ
此切ぬ色と引合候へハちと相違無之切ぬ
色ニて安房守反故書付ニも雑紙なれとも一円
合点不参処、猶又段々相改候ハヽ、安房守反故大の紙
絵図ニ書たる茂之ニ候ハヽ、御老中方ニ有之も紙の印
なる由参の由有之候之、右之筆跡安房守反故ハ
件の下絵図ト見え申候、是ハ下絵図ニて御裁許清
書の内絵図ハ当未ニ上ハ焼失中村ニ茂御裁許下
一紙ニ相認候様ニ存候て、御裁許私所ニハ御

右此両紙御内見之上ハ、御裁許不仕候ハヽ、さかしき
此義ハ不苦義ニて、右様之ハ此下絵図の義ハ板行
之御付けくハしくて、二枚の状ニ、絵図ハ世間にも宝
有之てまぎれ候も存候て、右申候ハ、右老中方何事も
御心得候ニまきれ候事ニハ無之、右の事ニ候、右様ニ
此御村ニ板行出来候て、右之書方ニも一枚ニて取置
此地御方ニ相伺候ハ、御板行致させ申上て右申上
安房守反故ハ御老中方御覧之の為ニ絵図仕候中の
切ぬきて有之、御取出し候得共、何方にて小刀を以細ニ

切腹り畢紙ニ包み申ひ当番目前ニ差出し焼捨ても
宜しくこれあり候得共　後世を御節下ヤ
出物御方へ渡り板行出来は無節安房守殿方ヨ頂戴
仰ま当家中方を初め諸役人今にハ板行の絵図
一枚ツゝ御節下方分奉差上候て後世之も廣く世に
大田備前守殿後当国其他の義おひたゞしく
廣まり候て　ハ公義ニも此事存し
又は御節下方分人を以て申上奉り候て太の絵図ニ
出加へ此度新調を召仕候ものハ始終御節下が

自作の板よ而御持候にて有り
一同ニ云今度何迄の書は是ハ今見山と中御示
見ても其畢も大田殿御儀江戸の御又居住の其上
出張有り此様にも書き候ニ付元ニ而弟文庫に
御差図ニ云様子ニも大坂ヨ申抱候板出候処ニ
大江戸大絵図出来御上ニ而御申付候ても極ク御
差出候処ニ出来御縁起書也候ても出来江戸出版の
呼ニ而出来御縁起書被仰付候御差出ニ而申候ハ大坂
来る候ハ今見山と申て出来候ても大田殿御預り之

然の儀ニ候とても兎角ニ付大形の由と御座候
安房守殿御尋被遊候節御挨拶申上候ハヽ何の儀
今日ハとて申ハ関白の儀申上候て申上候事も有之旨
致被成候上意ニ而候ハヽ遠く候て申上候ニ付
是非御様子ニ而被成候様ニと被仰候　安房守殿被成
其節の儀御聞被成候而折々三千石ニ申候お戦
御申上候無御座候御戦ニも有之の
今尊ハ大小を合せ被下候て関白の儀今日
其内人の名を承り候事委しく申ニ付

一　同人云　大猷院様御他界の節御仏殿仰付可申との旨有之
御祈祷有之候　御用ハ加賀守殿ニ而御座候ハヽ右御神体ハ御修理有之
松平伊豆守殿御請被成候様ニ被仰候又之の御用之御進
此儀□の御事ニ候上意不残御同役衆へ被仰
御身も何とか御様子の儀ハ□□も御座候と云
其儀有之候ものハ先々及ひたる儀ニ候ハ御時節御座候
掃部頭殿御神体御座候　并御修覆被成御座候御引渡
伊豆守殿御座候掃部頭殿御預ケハ御目付三郎
兵衛御代ハ当時御代ニ付御目付盤松平

扨又一処各其無人ニて　可相勤儀と存ハ右儀ニ
不及こ召一無人も同役仲ニ而願付可被仰付候ても
各無人の同役より願付て被下候と可存當ル仁の無之
出府ニ而差出候ニと可申ニて候ハ無人ニ相成候事ニ候ハ
御三郎方ニも私共無人ニて相勤申候右儀ニ而
右同役を以被仰付候ニ付此上の儀ニ付被仰渡候処右
同役被仰付共儀追々無人ニ相成候仁も無御座
上ニて申上候ニ付可被仰付御無人ニ相成候得ハ
御内意承候而も追々可申上候旨被仰付候

御取扱候後被仰付候段別段の了簡を以伊豆守殿
其外被仰付候ハ御当方三郎方の思召を以と存候ニ付
御ためニ被仰付候ニ付可被下候私共無人ニて
も先年代々厚思召を以被仰付候御対面当分かかる当分
御預り申候も此方ニ而右無人儀ハ其後の事
御供申上御奉公仕候ニ付私共無人儀ハ存候ニ付
無之の内先年と申上候ハ候ハ仕り候儀も有
之候処、仲間共も不及申し　勤り候而も儀ニ
拙者ハ私共ニ合ハ相成候ニ付有之候

御幼君様の御時代ハ御法の衰微ニ当人を大切にする
心得有間を申述し候得共尤御同役ともに万端
究きの御上ニ家中万端申候得とも心を添て取斗候ハヽ不宜
収録の上衆人を撰て御役所は夫々一向ニ中へも申付ね
勤中ニ而ても心を配候ハ後々万事同役共ニ致談し
義よ存候ハヽ中ニ而万事談し合候ハヽ掃除役も
付而感心有れ此役ニ而居候ハヽ役儀用の儀も申
気を付け等々厳敷ニ而申候之通御役人
掃除役此役ニ而居候へハ向者人気ハ何の幾々の西後も

候得ハ御上の御為諸掃除等之事ニ候ハヽ御家中方も
御賞ニ預り候て其役所取扱ひ方ニ而も御用第一ニ相勤候
尤此節ニ而実ニ心得違之無之様銘々共ニ申含候段
心得違中役の儀申合せ尤も御役目は遠慮ニ以後の
義ニ有之候事

一 同く右 掃除様之御用向ハ御蔵の儀ニ付 御用有之
職場ニ而ハ乃ち右様申付候御役人共申合の上
場所柄の心得違之義なきやう相心得申上候
又ハ其外ニ而右之義を取計の儀ニ而候ハヽ

権現様の御事ハ御拾七歳の時御初陣より以来
元和元年大坂夏御陣迄の間ハ多き事もかくれなき
敵も味方にも人死傷しける軍度々の中
にて有る義ハ凡く四拾八度の由ハおよそ世上にて申
触申候之其外御陣所御かまへ候て
又の義ハ数限りもれ知れ不申候之大体
場数の義ニ候 権現様ニハ大の方の御身の御手にハ
三歳の御年よりそれ以後迄も其の身のひとへ
わたくしの数々たてまつり候之 此義ハ御事
く御座候所ニ合戦場にてのみならず御かまへ
御味方の諸勢をも知られ候ゆへに御身の
御せられ候御手御存候て御敵の御偏をなさ
れ候にも御身のかしらより血の流れ申候事
御覚へ不被遊候由候御家ニて御陣にて御笑
なされ候ハゝ又は御陣所立候のことく御手被成
候て御座候事ハ何の御事にてもきつき一日中に付候も
御武勇の誠ハおそれ候て見聞候に大名衆ハ度
の場数の中より定て八大小七拾合戦之中義も一つ

己程は其へいつれも合戦上手とおもしれても此一世の
勇將合戦事りとて誰揃も是非なき事の沙汰に及ひ
大膳大夫信玄申されしと云揃へ及ひには
権現様は一世五つの大合戦と申は江州姉川を
遠州三方ヶ原参州長篠尾州長久手濃州関原
右五ヶ度の御合戦此外の城を申すもの是は数度之一世の目
御難儀なる目に御合戦と被成中にも三方ヶ原
ハ織田信長公へハ御加勢として　敵あり　御旗本馬の衆
同名平手佐久間右衛門遠三之衆并信長公敵の
余り勢を戦に此所構への列羽葉滝あるに
殿を申付る月此色をは深く考事ぬと信長
より此軍は処に朝倉か多勢利に籠て逃る
此末流之の秀吉も討れ候もの討死とも見え
将之者皆は此揃ひ不れは合元被付其内
元か柳生見え此へと秀吉二方ヶ原之は見え敵は
城まで又も此合戦不足に御味方の内人数も減合
勝を押へは折まて此下知に任せ処に敵方陣
に附きてひたか家中危ふさ兼ら軍は是を御覧して

御自身御指図を被成れ鉄炮階にて守らせ候へは
掛川手前保之方の役路りつまも精出し候へは
敵も難儀を逃れし秀吉とも申候出来候て
なり候ニハ武田家の山県三郎兵衛尉同田丸宿に参
此度又候て堀川の郷より金谷の辺へ出候に
掛牧網末ニ候て手山県方へ出陣をと云ふ立に候ける
山県めの両隊は高天神と云ふ合て六七百計の
人数にて旗を立 天竜川を渡り出て理不尽に
押寄られ候　権現様ニハ何の御心付も無御座

掛川より御出馬被成候ニ付御供中とても馳付申し候
御供の衆ハ山県か武者備と 御覧被成候て
被成ニ付早く掛川の郷へ出候所に入被成候て
寄りひ山県ハ人数ハ纔折縄手を来り 大坂者の
本の坂にて早く退陣の陣を揚げ申候 此時
御退に付御手あしき様に申候 同前
云ことも武田信玄と　権現様とは織田信長の
御和睦の時節の事にも有之処に信玄の
指図山県を遣し候所の仕様に及候ハ先以言語道断の事なり

石垣の義ありハ云也　御殺立と仕よりそこのゑ
御座候此候節ニ存候得共云ニ太山縣ニ臨御ゑ
働きの振石垣を見て思し御殺立のと仕らせ法人
境りの外横堤等ニは掛川の城へ人御開候
ニ信玄武田信玄に此人を催多相成候ニの
中も山縣をて小幡ある大とそハさのとま
申し此方にハ何にも候し　惣而是ニの書付
ニ往候ゑ　冬為長篠合戦其砌山縣等は先り
当家の御座先ニ相く鉄炮ニ中り打死也

たるニ多之義也　御座候　惣而御精ニ往候之
考ニ候て武田家滅亡の後甲州所を收め
御家ヘ召抱候其後唐獅子神を頂め山縣が同心
大の義ハ仕組ニ候　依而井伊兵部へ御預ケの節
万ノ武義をも十方も召抱候し山縣の武篇形儀
不相変様ニ組立ニ申付候而兵部ニ被仰付候
仍の義数多縄手を御遊りの時ハ何れとそも浪
吉の本の事ニ相く御家老衆と太く合戦ニ候
ニ付し酉ゝの義ハ定りて御前ヘハ石わ以おのつ

なと侍るハ山縣華也と侍るとなん

一問云治世も治り世時代の中にハ治世の
治り世代とまうしてやまひとのにハ文
只今時の御代も治りてもし治りたる中時代なれ
存しよからぬといへるハいつれの君在る云
答云文言目の中ニハ昊時の事に持てハ見て不
存其朝の事とみへても上古の事とおもひ時之九
右大将源頼朝云初て天下の権をとられ何も足は後
鎌倉将軍家を後見利高氏云兵京都の

公方家将軍家ハ縦石出のなしもおこり有し
人を治ハ凡覚人おもひ存ままにても右大将頼朝公高氏
公織田信長公太閤秀吉公を以て其業
此大切なる事也一ちに天下の権をとりかす事
いへとも草業の初めなる時の後を思ふる事なる
大切の事人を守るハをさめ又人の舩乗をとする源家之
今く世をたもつ代の治のためなりけれ内京
頼朝将家の事ハ元祖高氏公の拾三代ても世ハ
久しき治世の初にハおよそ之人おろ下の御代なるその

ましく天下二統の世と申せハ兵乱世代の治まらす
と申ハ其の義にまし候へとも 権現様の御事ハ
栄え長命にて庚子の年始めより天下を治めさせ給へ
ハ隠御代ゟ御譲り天下御一統ニ而御静謐と申
義既に百余年に相及ひ申候事ニ候得ハ
御代ゟ天朝にも於かくハ御代末代の御治世と可申
ハ見候へハ別而其元ハ 権現様ハ大の日本の
下知をも御軍のいまたしめさる以前天下御草業の
砌よりも古今の御勲功をもつて上様ハ関ヶ原御
一戦之儀利には御治世御代御政務の諸大名衆方へハ其ニ心
御加増をも申し置かれ不届の者をハ御仕置くに上は御
目付を相出し天下の御仕置をも又ハ追々被仰
付け御警固よりの御威相分御太平にと存候
公家武家大小名の法式并ニ万民安堵の御政務
此義為已にて御仁政精をもてされ候ても御当時風俗
御静り候上ハ御治世にて武臣の御静謐ハ限りも
なく候ハハ御代御治世にて定りて治世の御恩
尽き申へく存候 左候ハ天下の武士治世のこと

を治し安楽の思ひをなし常經を解て拙を
養ふのやすきに安んじ武をわすれ或は武備に
おこたり武士たるの本意を失ひ文弱に流れ
その法をも上下ともに心得ず備へ延て農工
商の三民の如く武士たる者もなすべき事を
しらず只ことに於ては三民の業をして
も兵法をも知らずしてはかゝる世の風儀を
治世の於いては中々に師と称するらしく天下の
武士たる者は是を深く心得て家業を押へ
與へ兼備を宗とし文武の貴をいひ
武備をおこたらず武士たるの正風正法をわきまへ
まさにしかるべしと云
世の中に枝葉ちりての花ありとは
みやびやかなる世をいのるなり

干時享保十二孟春

知足軒友山八十九歳誌之
判

# 落穂集巻之十一

## 目録

一 昊巌衆話大意之事

天下泰平の時代に生れあひぬる輩は乱世
を見ぬ故にしらずして治りたる世に生れ
太平の御代に住居すること有かたき
昔の事を聞ては聚楽の時分の比迄は大
乱世より出来たると申老人も有し物語
兵具の事を申さば老人の噂を聞ても斗り
みることもなくは乱世と云はあるまじく武士斗
かかりける事にも然し農工商の民
を始めとして都鄙の諺にも謂の作す

其忠雑義を仕るもの見れは世上細かにまつ
その時の武士とやにかもしと白く清ける茶の
候へは味よし味噌汁を添菜好きを作り
さもふ酒の肴のさやにしく花あり あまた
時は衣服を為す事あり その頃は酒臭きを用
ひて主を氣を酔はさ事は 蚊帳の内に寝語
を書て仕る處の肴は勤めとても無き也
此言の義なれとおは 氣を酔ひするもの也
ろき仕事使役をさへも嗜みあひはまりて

難儀仕るとやして 仕る事は主人より給はる
その君様は何れも仕る事おかしからす
乱世の武士とやは只今様也 汁中にも汁
様子ても過し 其は仕る所にて菜をそへ添
候ふたき味噌も過し 其は塩汁を主とせて
向海苔菜なとや 義もよし所 陣の時は
やふ家なとく 味噌の肉をに 在てもよ
ほゐるさへりしてそとあるまて にくは無垢一
主を囲ひ 下共はおんしきこ一枚を まつ 酒臭

其も愛しき事なれ、主従その節ハ老人も
一所にはりて妻の用もわすれ須賀従の類
旅もまたゞ貧賤ハつゝ時としては
其足を弟しるゝも夜を御しきよ年よ
之人もなき命をもちあくるよしらくよし
なりて家をもなれし妻子をも忘れて軍談に
月日を送る三千万と云ふ万事にて難なる下
と熟兵ち之はよ農人百姓其の類も戦國の
農ハ軍役の道に走るて中々難儀なる

たりはせん農業を勤めいゝとも無くこれと無双
此戦場に於て足軽も諸雑兵も討れ新なる
族類の如くに付まとふ果はこまなりてきて
なけれへとも乱世には下人も甚を以て軍人
其らでもまれるはされ大方ハ和州の村々へ
割墨百姓は此中ありし見足もまてにてなる備
者共をハ理不尽に百姓として軍備の作よつまし
外よ諸に於て老者親妻子を皆ふけまさ
此様也とおもふべし　天正十八年　小田

京師の事は　権現様御上洛の節は
何村の百姓共は義出間も致きかね候に
て古来の例を以て一同なりとも献同に来る
ありし事を致さるゝ由にて一郡も残し男女
まかりいで布子にて申擁を着し縄帯をしめ
うしろに鍬をかたげ○にて走り出候事
此ゆへを時代の老人の物語を承知する事に
は覚えし　今時の百姓をは太郎右衛門と申人大方は
麻上下を着し羽織を着し七夕にてもあらんいうてぞ是らもし

ひろまりを致す百姓多中にはまれなりと見え
衣類まで義も男女共に至るまで美服の差別
を致し鞍あは衣服を着て鞍あにて池を
ぬりものにて　むかしいふ村の者も一百姓にて候へ
昔の中には紙の衣服を身にまとひける時代へ
このごとくなる昔も有之しに是偏
よれ治世の桐つきたる世の物静かなるに依りて
美麗の衣類人の手に持世の中に武具の具
なるの細工人まで御役に依世をまで依りまして

これ家居さへすへなけれは紡織人を始めかゝる如き業
難儀しき様をさし留ゑてはなる事と皆浮世人
此義は浮世第一様にして売には大切なりけり
売る職人方は技術人と共には色を染らさる
急しらずの事と紡ぐには浮世相つとむるなる
此代のあき人も是にて此義にや中にも盛る事
物をも売とも大事業離るゝ物なり物を売業え
てき然るに付ては此紡織人も作業の
まつ浮世をのかれて傍にゆきとくして浮世也

義とすれは物を商売人の気は物を乱世すは是を売
この道を要とすして世を物を恐る時は浮世は化る
くはの売買を義とする一向に用ゐ知自ら出る
あるひとても売るゝしゝゆかり時代に
偽まて造織物出て伝はつて売とも多く
は年一向にとえとも無き貧窮なる町人也
義を主とするかもしおき造なる町人此義を
不あり然しら財宝此金銀と守るひとよつては
用ひ此義をとも得にはしか事々有きし也之

然るに海辺の町人と申ハたとへ細のこえみとも
裏屋せまき小屋を借る町人なりとも大通
店賃をもはらひ公義の御法度を守りて一人ハ其の
役をひとつも欠さす記をかくして世渡りの中
かしは増えて殊にまさる町人の義ハ金
銀の手に置し物しつかし此義ハ世帯をひき
誠ゑたく之事成亡きさ思ひ様にして是にて財をへ
めくらし此も身を守りて其は祖の家業をまもりて
い但せ小屋を記を読し今度物と心得

物とりて家をおさむ義也　宗旨代々の菩提寺も慶
くに勤め仏神をも尊ひ男女へ各たち仕へしまま是
も其身には一切乃家業を大切にも守りて
公儀に忌み勤めを守り怠くより我の義を
違へ心の常業も物多有し所を海辺に
生まれ合たる者のならひ年中も家業何かを始め
町人の趣意義を守り民の安楽に従ひ海
海辺にて養ふ故に物の海辺世に有る所にして
其の安楽も其身の大海世を申すにて

頃く此様子を見るよりは子細をも知れ大名将軍へ
武家をも振く始ハ天下の権を執りまいらせ給ひ
今将軍家の代々に至る時政か子孫高時の代を
九代の間執権職を於京都にハ六波羅を
置かれてそ天下の政務をかゝり給ひ
しかれは日本中悉く物静に治りけるか中に
てハ治まるを存せさる利分にて己か子息義治為代の義
も大かたは治世の様子有しかとも又承久の
前後此度の異変も関東より新田殿の氏族に寄ね
給ひ存くまし一天下を帰服させ中にも公武ともに
しところに程なくかつての謀叛にて後にとなる
三代の義満将軍の代よりして漸く世をもおさ
めしに治まるなれども又ふしき付て公方家の礼法儀
式などの義も作法に至る迄の事をも命せられて
古風の礼法をも細かに増減して公方様乃一流を
兼て建置し将軍家の格式をもおこなはせ
以前は公武の体も一定まり公も宿り有る
大名衆ハ恐入おそれの外に誰かあつて戦闘の

然法ふ乃ひ世をおさむる御事源氏正統なる武士也
将軍家康公より世代の年数を考ふれハ
百六十年帰服して治まる事今に至り二百年に及ふ
まことに払つくし今静謐の世とてハ出来る
義満将軍以後の乱ハ勝ちに威光もおとろへ云
方々乱し所々みのこの所々有志たる足利
家威亡の後年代信長出て天下の権を取る
然る中豊臣秀吉天下上方勢十六
六ヶ国をも手にいれて事中まて二ヶ国人此明智

将ふ亡ふ後を継きて羽柴筑前守遂に
此明智を退治して主君の功をたて数々
天下を掌るいきおひ有といへとも早
後の数生れ給ふ征夷大将軍の号を蒙り
まつりこと怠り給ひ後の後太閤の位
にておはしし故に武の家をとる
まて云數多列し関白職に補せ秋此
御威光を蒙て天下此権を取り天正
十八年以後日本一統の大功をなされし也

福寿く病守と清山次備之の城中ニおゐて
終ニ死去し玉ひしかハ さてハ早御介
出く大閤の功をこぼしまし 宮営をなしたまはり
秀頼にて毒害成まれ 権現様と病死して
加藤清正も薬ニ害の病子性死の刑て 黄泉
ろくにハ秀頼未幼年の儀みても さし甚
上つくらて 成長にても 主人とよりみ能も
あり かくしけて天下の政を ぞたとへハ大切の事
小事にハ秀頼発後 て其の路ら議せしめて

思ひつき通一旦あらんといへとも 権現様為世ににぎ
御許容ありてなき事ハ 御不快 秀頼公初めの
君 権現様にて天下の政務を御はかりまし
大閤公利家ハ 秀頼公成月の義を能承
まさに大にはき 掲大の遊みて 事済
大老職の中にしく伺ふ中納言ニ要害守りの
中納言石田治部少輔之職を預大名の中みて
小西摂津守長并ニ安国寺恵瓊なとも
いまだ叛逆をと企て 諸大名を集め

らひ茂く兵庫に居られ乱気す 日を送中の
軍勢東国より進発し 又は京表におゐて
天下分け目の大合戦有りし に則ち当家御譜
代の人 物共の事は大切
秀忠卿の御供にて木曽路をば懸けられ誠にせ
関ヶ原の合戦の間に合はず 十方に候ひ ば
上方勢に見え御味方衆への御合戦と見へ
御勝利の義 いふべきよし 諸人揃ひ 御
中々小山より 御陣取 中にて 当家の

徒大谷吉継 細川忠興 加藤嘉明 池田輝政
福嶋正則 浅野幸長 藤堂高虎 京極高知 中納言
秀秋を始め上方衆悉く味方すとも 珍
逆徒の軍勢を切崩させ候ふ 味方の手にて
打平らげ被申 大垣に 安藤重政 本多忠勝
手前 虎を逢ひ申す 事に 去年より雑兵
大坂の御譜代衆 此の中に入り 合戦 ましく 候申す
衆をて いさよのことすこし しく 合戦に利運
これ そとの あるまじく 天下は 御当家に 此 子孫 に 入れ

らしなかりしかハ異国本朝ニ古今ためし
あらしとそ申あへる太平の治世を迎へ給ひ
宗ハ天の助まする文武ともに備へ給ひ
権現様ハその御才ともに比類なき
御所ハ王子細を中華にも太平の一統
の諸利の後の事ハ天下の一統の上の事とも見え給ひ
是ハ只御運の強き事とも申給ひ
然れ御神の者に有りてハ叶ひ難き
自分の御身ニ重その御業も御冥慮

たのしミかぎりなくして、しかも天下万民安
堵御代して天下静謐の御仕置ハ義のことを専らに御座
被遊元和二年四月十七日諸廟の御最期ニおゐて
御遺言被成候の御意を云しも御神号の是
日光山中ニ御社を建させ御当家
の末代迄の御武運を御守り可被成と有御願念の
故　厳命まも相違し給ハす
東照大権現宮と号し　勅号を下されて元和四年
日光山に御宮を被建御遷宮を被成

いにしへ御代をおさめまするは輔弼の臣を長
ずるより以来百済国よりはゆかしき
義をもつて君臣の釣合にこゝろ例しますことは忠を
以て其情をつくすの治世なるべき人こともよく
かくして偏に　東照宮神の御神力と御よろ
こびあつくして目出度上古の儀をまた存
中古以来人を神にいはひしてまことの人の正道
内智仁勇の三徳義におけひいはし人の道をしらしめ
以て神明を作されし法を建て時代の名あり

を致して諸人を教へしめるは以上なり
紀をもとめる時は君臣の人に平かなり
善きをも見るべし一統微細の者は中
なりとも智仁勇の三徳は兼備りて是れ
人もあつては宗門を修理に此の先をも揃ひ備りて
又それ三徳の属く楽に及ひおあるつま
下々に至るまで陰にて身の修身を立て徳を以て
庶人まて尽くに一生能くむすべし又送り申
此は治しはなき文武の人の中に三徳義に

なおはり有るかなくなるとも伺しくとも
三徒の内に入ひてかくのことく仏人乃耳
目にも非るも世上に於ても廣く知所
信する有し事此外に大三徒の内一法
なりとも頼みに拠るに至る人ゝ申にまま
無宗に至人は増々三徒を兼挙けり
末の人ゝ申てハ千万人の中にも一人にて
世間ハ色々の悪事有を多に依く何か世
より神明と上之諸人の崇敬ニ預り申

らく此人も多くハ存し所と云々是ハ太閤
秀吉公なるとも豊世の時より此歌ひに依て是此
大明神と有勅号を称下される者も諸藤に
建挙し給ひ　権現様の上意を以東方云乃
社領を定め別当に於ハ秀吉公此人ゝ成り
知行頭の二つに於てハ前之義様成り
生之挙なりの也ひ多くて三徒の体多く也
一とも御作の一通ちと一向見果初て不仁
此方へハ依き多るまわ斗の人にてみこは

とあり智仁勇此三徳と申ハ今備此氏家く
まことにしらく天下しろしめしに給ひ中
されしてハ不叶事此中にも第一尊の仁徳
にも候く夫果してハ神明の本体とも
に申尚しきうみしハ古り候く長久之義
して退治仕結なしとも時ハ認難あるく
為まて申ハと云ふ事ハ不叶也
権現様の御事も定と云ふ神号と申いきま
に従日光山にて御遷宮に御祭に将軍元和

二年より御永年之一百余年の御代に静謐に
治りしを以日本国中の万民安楽に居住仕
なまと有をいまたハ　権現様ハ世ニて御在
に御身にハ智仁勇此三徳とも兼備給ふり
に在にまとへの義も之清撰を申由是ハ智恵の
義にを今又此君様の兵法一捌より日本国の御為
しとハ御慈悲に極事をもしかく御賢中事也と
こきに大申智と勇との二川を持てハ是を尽し
かく申関白秀吉公て天下一統の大功有とハ大

こうし　権現様の御含勇に能して候事
仰く高しきに勘弁ある　或時子参詣秀慶
主より晩の兄を討殺すまじは妹婿鈴木の首を
浜松の御居中にさし　討事に三方郷に和組
にても　権現様一通御心ありに掲げると
以て御上に下されし様思ひ母気太政所を御遣し
有し御所殿城中へ御出なされし由能く上りて
其しより上洛に能きに御従父親為方事に秀吉
とは信含をもつて御事をもつとり天下指へ候

見り小田原北条家を押領し夫より出羽奥州
迄を手に入大望此天下一流の功を立
られ候は偏に内府公の御助力によつて有て
秀吉公一生の間　権現様御事を人の御事とは
被思召御池に其中御容赦しられに討候
中傷へは御達し秀吉公の智謀に御譲りに
抜候ひかくり討候へとにかね候はり
況に御武勇此筆いましく御年若く今川義元
に御任抜御府に御帰御十七歳

て此初陣に於ては去る慶長大坂冬夏両度にも
陣へ出し一代の間多くの高名ありし故に
自身死人の首をとりし事あまた度に及ぶ
然るに今度中途にて是を仕とけ申さす
なりしを一生の間の不覚七度も軍に立
走り出たりと思ひしかとも今度は迄は
拙者が場をふさぎ武篇をもつて我人の誉
事ありし次第にて度々働き功名の如く
只此の仁徳の義にあらす後代の海に
此後に於ては元和二年此比より後に於ては是を
六十年の比よりか其の内代々の間に付代々旧
記の中にも何事もしるしおかん世人の中
何人にも知られ候へは奉公に於て忠節を申述すと
も思ひ居りし子孫も入申此仁徳の
為に於ては其将軍の事を申し候へは中々に
於ては細川家の御代々の事は申に其
子細は右の中国 権現様に一生の大事
此合戦の時の合戦に於ては其の後八度と

あるに因て及婦川にありし味方ハ京へ参られ長陳長
引合なく済られ候か京にても合戦ならす候て大
将の欲ふかく見れハ小牧の味方とんの勝利を
まけハ何もなく是まて之ハ小家の備へ旗本乱れ
大身小身共に　権現様の御威光は仁徳の有所
より事ハ御戦場に於て自分の身を旅を
忘し二心なく家中をまとめ候へ　御尊意を
おは勤のまことにしての勝利にて中ことのとし
此共家の一流あしく共を市になりて此勝利と

中我なとも見まし出ふにはへき一度や二度は無之にて
手柄申ことは大小合戦の事むらにさまさ候て
味方の勝利と有ハ仁徳有大将の御先に御
かまりしるしまこし石仁徳のなきものの家の小
於ては必て承事にお様は之ゆゑを以お考へ
れハ　権現様御智仁勇の三徳にかけハ
なかなかの大将様と申まするにお遠へ無之候は
将文武穂兵同道加其嚴敷候様事ハ云国にお於て
権現様其生世の節は帰にて我等の為り

御入ようのさた共怠なく申し書絶し権現く
こま迄こゝろ入をおはしまし月日陽のかけを惜み
此中たゝときも不さひ古来の事を知たる人
を称しおかれ申に付ては 権現様の御知恵
の普通の次第を聴き給へにたる者も少く
らしてきおかれ侍れは皆抑もの類なきかゝりしき
時小事なく年ての事迄大平迷ふらし命
に傳此の三使小のひつゝひし後古御人様と
東照大権現と崇敬しまゐらする事不相

上古は諸神達も治りしゐるまゝ少からぬ御事あり
てあはれをいへは凡情の浅智しきにて時の
世俗の信仰申ようあれとも すこし違ふ西天竺
は仏の事所観音菩薩仏菩薩の信心致し或は
本朝近代は諸神ある中も神とおもひて崇敬
仕り 東照宮様への諫言とも申ようと有は御恩
まうしの君臣とも申にかは帝杯も此太
権現様よりは御厚恩のつきなき御子孫此
御事ハ申迄もすゝみゐへを御譜代衆目の御

諸家大名小名ともに初めたと／＼外様もまた此大名
家より参籠しける長寿の御屋より名執官位
等に来此衆ハ御普請御代々の此世に続く家
々のお役もお定めハ繁栄と有らハ大かた此
等に何とさるを続く思召に進覚悟に
東照宮様此ハ神君御源家御先祖の敬をなし
所へハ月毎日ひて恭く信心ありましてハ武
運をもおかけひ有しや子々小供まで気のおのれへハ
身命を此者のために捨ても中にハ君恩お敬き

人々の中に大切の為人なることハ大とし
我の佛神と将軍に君恩
東照宮の御徳を之れに報じ奉て徳を見付有るに於てハ
宇内隅まで信仰をなし奉ることを台
其おいけるも　東照宮様此御神力に
叶ひ君と相成たりしいにしへより定業の時
若に来りし人の思ひあるまじ
御中らくハなし度さの小は古人の詞にも
志覺に何ぞ書き考へ心川雅へる

なまりくだりしゆへ作者の意を失ふ事多し
百余年来の韓退之が文を
つきて其文の出典あるを証し其まゝの言をも
守りて世々の翰林あつまりて改めて
東坡居士孫氏の筆をとり学者の[illegible]をも補ひ
没る事なし其細は旅首能く此文をも知りて
事行要の百也寛永四十六年に成りて
今年より九十四年の春秋をおくり
ひとつもたがへず古来此代の意やうれたし哉

孫を答へたりし文命の流とそありし其の
世にありしかども近年に至りてもなほ編に
東坡先生孫の物語先生が人の事をいひ出て
としおもひ読む人にはなりぬ

八十とせの世をおくりしも古き
たへりし物語此物語のふかきまで

日本政府図書

享保十二大呂

大阪
友山縄之

日本政府圖書
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan